

群馬県立ぐんま天文台ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、群馬県立ぐんま天文台が所管するホームページ(以下「天文台HP」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 広告の掲載については、他の要綱に特別な定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「広告掲載」とは、天文台HPに広告を掲載することをいう。
- 2 この要綱において「広告主」とは、天文台HPに広告掲載する者をいう。

(広告掲載の対象)

- 第3条 広告主が、次のいずれかに該当する者であるときは、広告掲載の対象としない。
- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の者
 - (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している者
 - (3) 県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
 - (4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告主とすることが適当でない者は別に定める。
- 2 広告の内容は、県行政の公共性及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。
- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
 - (2) 公序良俗に反しているもの
 - (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (7) 意見広告(社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの)
 - (8) 個人の氏名広告
 - (9) 比較広告
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容として適当でないものは別に定める。

(広告の仕様等)

- 第4条 広告の仕様等は、事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、天文台HPの用途又は目的を妨げない範囲において別に定める。

(選定方法等)

- 第5条 広告主の選定方法、広告掲載料等については別に定める。

(広告掲載の中止)

- 第6条 天文台長は、広告掲載中の広告について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告掲載を中止することができる。
- (1) 広告主が第3条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 広告の内容が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 前項の場合において、天文台は、損害賠償の責を負わない。

(実施細目)

- 第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、天文台長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月27日から施行する。